

「いなわしろひとめぼれ」イメージキャラクター等使用要領

(目的)

第1条 この要領は、猪苗代町内で生産された水稻奨励品種「ひとめぼれ」(以下「いなわしろひとめぼれ」という。)の高付加価値化(以下「ブランド化」という。)の推進を実施するための、イメージキャラクター及びロゴマーク(以下「キャラクター等」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター等)

第2条 猪苗代町(以下「町」という。)農産物等ブランド化推進委員会(以下「委員会」という。)会長(以下「会長」という。)は、「いなわしろひとめぼれ」の周知を図るため、別記のとおりキャラクター等を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンガキャラクター(推進事業の実施のため別記により規定するキャラクター等をいう。)をいう。
- (2) ロゴマーク(推進事業の実施のために別記により規定する図案等をいう。)

(使用料)

第4条 キャラクター等の使用料は、無償とする。ただし、その他の費用については、キャラクター等を使用しようとするもの(以下「使用者」)が負担する。

(使用の制限)

第5条 会長は、デザイナーと協議の上、キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- (1) ブランド化の趣旨に反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治的又は宗教的な目的を有するもの
- (4) 不当な利益を得るために利用されるもの
- (5) この要領又はこの要領に基づく取扱要領等に従わないおそれのあるもの
- (6) その他会長が不適当と認めるもの

(使用の承認)

第6条 使用者は、あらかじめキャラクター等使用承認申請書(様式第1号)により会長に申請しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申請の内容を審査し、キャラクター等の使用を承認したときは、キャラクター等使用承認通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による申請の内容が第5条各号の規定に該当すると認め、キャラクター等の使用を承認しないときは、キャラクター等使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用の取消し)

第7条 会長は、キャラクター等の使用が第5条各号の規定に該当すると認めたときは、当該使用に係る承認を取り消し、キャラクター等使用承認取消通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

(使用内容の変更)

第8条 使用者は、当該使用に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター等使用内容変更届出書（様式第5号）により会長に届け出るものとする。

2 会長は、前項の規定による届出により第5条各号の規定に該当すると認めたときは、当該キャラクター等の使用に係る承認を取り消すものとする。この場合において、前条の規定を準用する。

(使用の中止)

第9条 使用者は、第10条に定める使用期間内においてキャラクター等を使用する必要がなくなったときは、キャラクター等使用中止届出書（様式第6号）により会長に届出しなければならない。

(使用期間)

第10条 使用者がキャラクター等を使用できる期間は、第6条第2項の規定により当該使用の承認を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、申請に係る使用期間がそれに満たない場合は、当該申請における使用期間の末日を期限とする。

2 前項に規定する使用期間の満了後において、引き続きキャラクター等を使用しようとするときは、改めて第6条第1項の規定により申請を行わなければならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、第6条第2項の規定により承認を受けた内容以外の目的にキャラクター等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(事故及び苦情等の処理)

第12条 キャラクター等の使用により発生した事故及び苦情等（以下「苦情等」という。）は、使用者が誠意を持って、その責任のもとに必要な措置を講じる。

2 前項に規定する苦情等については、会長及び委員会、並びに、町は一切の責を負わないものとする。

ただし、キャラクター等に関する苦情等については、委員会及び町が処理する。

(損失補償等の責任)

第13条 会長及び委員会、並びに、町は、キャラクター等の使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 使用者は、この要領に定めるもののほか、キャラクター等の使用にあたり疑義が生じた事項については、会長と協議のうえ、その指示に従うものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年3月28日から施行する。

別記 キャラクター等

マンガキャラクター



ロゴマーク

